

## 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会認定講習会規程

### (目的)

第1条 本規程は、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会（以下「学会」という）が各地域で開催されている講習会が適切なものと認定することを目的とする。

### (認定の定義)

第2条 この規程に定める学会の認定講習会とは、「学会の趣旨に賛同して開催される、ストーマリハビリテーション・排泄リハビリテーションの講習会」をいう。

### (講習会認定の条件)

第3条 講習会認定の条件は以下に定める通りである。

- (1) 学会の趣旨に賛同していること
- (2) 講習会の運営要綱を作成していること
- (3) 講習会を定期的で開催していること
- (4) 役員会、世話人会、実行委員会など運営関係者の名簿があること。
- (5) 講習会の責任者は学会員であること。
- (6) 役員、世話人、実行委員など運営関係者は学会員であることが望ましい。
- (7) 複数の都道府県で構成された講習会も認定を得ることができる。各都道府県それぞれで開催する場合には別途認定の申請と承認を必要とする。
- (8) 講習会のカリキュラムは学会が定めた「ストーマリハビリテーション基礎教育講習会用GIO/SB0s」※に準拠していること。  
※ 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会公式ウェブサイトに掲載
- (9) 講習会は20時間以上行い、修了証を交付していること。

### (認定の申請)

第4条 学会の認定を希望する講習会は認定申請書類に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに学会理事長宛に提出するものとする。

2. 必要書類は以下の通りである。

- (1) 学会認定申請書（様式1）
- (2) 講習会運営要綱
- (3) 役員、実行委員、世話人などの運営関係者の名簿（様式2）

注：学会会員番号、ストーマ認定士資格の有無が記載されていること。

- (4) 講師の名簿（様式3）

注：教育ワークショップ\*\*受講修了の有無、ストーマ認定士資格の有無が記載されていること

- (5) 講習会の開催実績（講習会の略歴を含む）
- (6) 既に行われた最新のカリキュラム（目標、方略、評価法などがわかるもの）  
タイムテーブル

※※教育ワークショップとは：厚生労働省が認めている初期臨床研修医の指導医養成のための教育ワークショップ、または本学会及び旧ストーマリハビリテーション教育連絡協議会が主催している教育ワークショップを指す。

(講習会の認定)

第5条 講習会の認定は講習会委員会で審議し理事会で承認し、評議員会で報告される。

2. 事務局より結果を講習会事務局へ報告するとともに、認定書を発送する。
3. 認定期間は認定後5年間とする。
4. 認定された講習会には毎年助成金を交付する。助成額は理事会にて決定される。
5. 助成金は認定講習会の活動に対して助成され、講習会開催のみの助成ではない。

(認定講習会の義務)

第6条 認定講習会の義務として講習会開催後速やかに開催報告書及び活動報告書を当委員会宛に提出する。

2. 開催報告書は以下の内容を含む(様式5)

- (1) 開催年月日
- (2) 開催場所
- (3) 受講者人数と修了証交付人数
- (4) 20時間以上の講習会開催がわかるタイムテーブルなど
- (5) 会計決算書

3. 活動報告書は講習会が開催しない年度について提出を求めるもので、助成金の使途がわかるもの。(様式6)

(認定の取り消し)

第7条 以下の場合講習会委員会で審議し理事会で決定し評議員会で報告し、事務局より認定の取り消しを講習会事務局へ報告する。

- (1) 認定に求められた条件が満たされなくなった場合
- (2) 講習会が自発的に認定を辞退した場合
- (3) 複数の都道府県で構成された講習会が それぞれの都道府県に分かれて開催する場合、あるいは分割して開催する場合、一旦認定を取り消し、各分割された講習会として再度申請が必要となる
- (4) 講習会開催母体に変更が生じた場合

(認定の更新)

第8条 学会の認定の更新を希望する講習会は更新申請書類に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに学会理事長宛に提出するものとする。

2. 必要書類は以下の通りである。

- (1) 学会認定更新申請書(様式4)
- (2) 役員、実行委員、世話人などの運営関係者の名簿(様式2)

注：学会会員番号、ストーマ認定士資格の有無が記載されていること。

(3) 講師の名簿 (様式3)

注：教育ワークショップ受講修了の有無、ストーマ認定士資格の有無が記載されていること。

(認定の更新の審議および承認)

第9条 講習会の認定の更新は、講習会委員会が審議し理事会で承認する。認定結果の報告および認定書の発送は学会事務局が行う。認定期間は認定後5年間とする。

(規程の変更)

第10条 本規程の変更は理事会で決定し、評議員会で報告する。

附則 平成23年2月4日より施行する。

2. 平成25年2月15日に改正する。
3. 平成27年2月27日に改正する。
4. 令和2年7月17日に改正する。
5. 令和3年2月26日に改正する。